

令和8年度長野県立高等学校入学者選抜要綱

長野県教育委員会

第1 総則

1 募集定員

長野県教育委員会が別に定め、公示する。

2 募集の方法

前期選抜の募集、後期選抜の募集、入学予定者数が募集定員に満たなかった場合に実施する再募集及び感染症等に係る追検査の募集により行う。

3 入学志願資格

次の(1)又は(2)に該当する者とする。

(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和8年(2026年)3月に卒業若しくは修了する見込みの者

(2) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれかに該当する者)

4 入学志願

(1) 志願できる高等学校の範囲は、長野県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和48年長野県教育委員会規則第10号。以下「通学区規則」という。)の定めるところによる。

(2) 志願は1校1課程1学科に限る。ただし、くくり募集(2つ以上の学科をまとめて1つの群として募集すること)を実施する学校の場合は、くくられた群への志願とする。

(3) 入学志願は、長野県立高等学校入学者選抜インターネット出願システム(以下「Web出願システム」という。)で行う。

(4) 県外から本県の県立高等学校を志願する者は、アの期間内に、イの書類を最終在籍学校長を経て、長野県教育委員会事務局高校教育課長(以下「高校教育課長」という。)に提出して、長野県教育委員会の承認を受けること。

ア 受付期間

期 間	備 考
令和7年(2025年)11月25日(火)から 令和8年(2026年)1月14日(水)午後5時まで	保護者の転勤に伴う一家転住等により左の期間に手続きができない者については、令和8年(2026年)1月15日(木)から2月18日(水)午後5時まで(長野県教育委員会が特に認めた者については、3月5日(木)正午まで)の期間も受け付ける。 郵送する場合は、受付期間内に到着しないものは無効とする。

イ 提出書類

長野県立高等学校志願承認願(様式第1号)

特別の事由を証明する書類

5 調査書及び学習成績一覧表の作成

(1) 最終在籍学校長は、調査書(様式第2号[参考])の公正を期するため、調査書作成委員会を組織すること。ただし、第2の4の(2)のエに定める場合にあっては、この限りでない。

この委員会は、学校長を委員長とし、委員には、教頭及び第3学年の指導を担当する教職員を充てること。

(2) 調査書は、原則として指導要録及び健康診断票に準拠して作成すること。ただし、第3学年の各教科の評定については、次によるものとする。

ア 令和7年度(2025年度)卒業見込者

(ア) 令和7年(2025年)12月末日以降において、第3学年に在学する生徒全員を対象として、目標に準拠した評価により、必修教科について5段階の評定を行うこと。ただし、目標に準拠した評価による評定が不可能な生徒は、評定の対象から除外する。

(イ) 志願者が目標に準拠した評価による評定が不可能な生徒であるときは、当該中学校所定の方法により評価するものとし、備考欄に説明を付けること。

- (ウ) 県外の中学校に在学する生徒で、目標に準拠した評価による評定が著しく困難なものについては、(イ)に準ずること。
- イ 令和6年度(2024年度)以前の卒業者
指導要録記載の評定を利用すること。
- (3) (1)の規定にかかわらず、高等学校に在籍した志願者については、最終在籍高等学校長が、出身中学校から送付されている指導要録の抄本又は写し及び健康診断票によって調査書を作成すること。
- (4) 学習成績一覧表(様式第3号〔参考〕)は、志願者の中学校第3学年在学時の同学年生徒全員について、次の区分に従って作成すること。
- ア 令和7年度(2025年度)卒業見込者
必修教科の目標に準拠した評価による5段階の評定を利用し、目標に準拠した評価による評定が不可能な志願者があるときは、備考欄にその旨を付記すること。
- イ 令和6年度(2024年度)以前の卒業者
指導要録記載の評定を利用すること。ただし、当該卒業者の卒業年度に作成された学習成績一覧表を用いても差し支えない。
- ウ 県外の中学校にあっては、調査書記載の評定法による学年又は学級の学習成績一覧表とすること。
- 6 入学者の選抜
- (1) 入学者の選抜は、この選抜要綱に定めるところにより、高等学校長が、志願者の出身学校長から提出された調査書及び長野県教育委員会が実施する選抜のための学力検査(以下「学力検査」という。)の成績を資料として行う。
- (2) 高等学校長は、(1)に定めるもの以外の資料を必要とするときは、長野県教育委員会の承認を受けて、それを入学者の選抜の資料とすることができる。
- (3) 高等学校長は、当該高等学校の学科や教育課程等の特色に応じた選抜を行うことができる。
- (4) 前期選抜については第2に、後期選抜については第3に、再募集については第4に、追検査については第5に、通信制課程の選抜については第6に定めるところによる。

第2 前期選抜

- 1 志願の要件(生徒募集の観点)
- (1) 高等学校長は、あらかじめ前期選抜において生徒を募集する観点を定めるものとする。
- (2) (1)により定められた生徒募集の観点は、別に発表する。
- 2 募集人員
- (1) 普通科、農業科、工業科、商業科、家庭科及び総合学科の募集人員は、募集定員の60パーセント以内とする。
- (2) 理数科、自然科学探究科、学究科、スポーツ科学科、音楽科、国際教養科、人文科学探究科、国際観光科、自然探究科及び国際探究科の募集人員は、募集定員の90パーセント以内とする。
- (3) (1)(2)に該当する学科を群とするくくり募集の募集人員は、募集定員の60パーセント以内とする。
- (4) 各高等学校の募集人員については、別に発表する。
- 3 前期選抜の日程

項 目	期日又は期間	備 考
(1) 志願受付期間	令和8年(2026年) 2月2日(月)午前9時から 2月4日(水)正午まで	
(2) 学力検査の実施期日	令和8年(2026年)2月9日(月)	
(3) 面接等の実施期日	令和8年(2026年)2月9日(月) 2月10日(火)	日程の詳細は高等学校ごとに定める。
(4) 入学予定者の発表期日	令和8年(2026年)2月18日(水)	志望高等学校及びWeb出願システムにおいて、午後1時以降

4 入学志願

(1) 志望高等学校等

第1の4に定めるところによる。

(2) 志願手続

ア 志願者は、入学志願情報（様式第4号〔参考〕）に準じた志願に必要な情報（以下「志願情報」という。）をWeb出願システムに登録し、さらに入学審査料（全日制課程志願者は2,200円、定時制課程志願者は870円）を納付（以下「電子納付」という。）する。また、志願理由書又は自己PR文（用紙は志望高等学校のウェブサイトよりダウンロードする。）は、最終在籍学校長を経て、志望高等学校長に提出すること。

イ 最終在籍学校長は、志願者から提出された上記アの情報に加え、次の(ア)から(オ)のデータをWeb出願システムを経由して3に定める志願受付期間内に志望高等学校長に提出すること。

(ア) 調査書（様式第2号〔参考〕）の情報

(イ) 学習成績一覧表（様式第3号〔参考〕）の情報

(ウ) 志願理由書又は自己PR文（用紙は志望高等学校のウェブサイトよりダウンロードする。）

(エ) 令和7年(2025年)12月以降実施の健康診断の記録（中学校又はこれに準ずる学校に在籍する者は除く。）

(オ) 他の高等学校を最終在籍校とする者については、(ア)から(エ)までに掲げるもののほか、当該高等学校の学業成績証明書

ウ 高等学校長は、Web出願システムで志願情報及び最終在籍学校長から提出されたデータ（以下これらをまとめて「出願情報」という。）について、次の事務処理を行う。

(ア) 出願情報の受理

(イ) 入学者選抜志願者台帳（様式第5号）の作成

(ウ) Web出願システムによる受検票の発行処理

エ 志願者のうち、ア及びイに定める手続が困難な者で、その旨を証する書類を添えて高校教育課長に申し出たものについては、高校教育課長が最終在籍学校長に代わることができる。

5 学力検査

(1) 検査の実施

長野県教育委員会が全日制課程及び定時制課程の志願者に対して、同一の問題で一斉に実施する。

(2) 検査の日程、検査教科等

ア 受付 午前8時40分から午前8時55分まで

イ 点呼、諸注意 午前8時55分から午前9時10分まで

ウ 入室 午前9時10分から午前9時20分まで

エ 検査教科、検査時間

時限	教科	検査時間	備考
1	検査Ⅰ（国・社・英）	9:25～10:10（45分）	休憩15分
2	検査Ⅱ（数・理）	10:25～10:55（30分）	

オ その他

高等学校長は、公共交通機関の運休や遅延による影響を受けた受検生に対して、検査に支障のない範囲で時刻を変更することができる。変更を決定した場合には、当該高等学校長は、高校教育課長に報告し承認を受けるものとする。

(3) 検査場

検査場は志望高等学校とする。

(4) 連絡校

学力検査実施上の連絡のため地域ごとに連絡校を設けるものとし、連絡校は、別表のとおりとする。

6 入学者の選抜

(1) 選抜の資料

ア 最終在籍学校長から提出された調査書の内容及び志願者に対し実施する面接の結果

イ 学力検査の成績

ウ 作文又は小論文及び実技検査の結果のうちから志望高等学校長が定めたもの

(2) 選抜方法

高等学校長は、生徒募集の観点に配慮の上、(1)に定めた資料により、総合的に判定し入学予定者を決定する。

(3) その他

ア 高等学校長は、3に定める期日に、入学予定者決定通知書（様式第6号）を入学予定者に決定した者に交付する。

イ 入学予定者に決定した者（入学予定者決定通知書を通知された者）は、第3及び第4に定める後期選抜及び再募集への志願はできないものとする。

ウ 選抜の結果、入学予定者に決定しなかった者は、第3及び第4に定める後期選抜及び再募集へ志願することができる。

第3 後期選抜

1 募集人員

募集定員から前期選抜の募集人員を除いた数とする。ただし、前期選抜の入学予定者数が前期選抜の募集人員に満たなかった場合は、募集定員から前期選抜の入学予定者数を除いた数とする。また、併設型高等学校普通科における募集人員は、長野県教育委員会が別に定める。

2 後期選抜の日程

項 目	期日又は期間	備 考
(1) 募集人員の発表期日	令和8年(2026年)2月18日(水)	
(2) 志願受付期間	令和8年(2026年) 2月25日(水) 午前9時から 2月27日(金) 正午まで	長野県教育委員会が特に認めた者については、3月5日(木)正午まで受け付ける。
(3) 志望変更受付期間	令和8年(2026年) 3月2日(月) 午前9時から 3月5日(木) 正午まで	(2)の備考に該当する者については志望変更を認めない。
(4) 学力検査の実施期日	令和8年(2026年)3月10日(火)	
(5) 面接等の実施期日	令和8年(2026年)3月10日(火) 3月11日(水)	対面による面接の日程の詳細は高等学校ごとに定める。
(6) 入学予定者の発表期日	令和8年(2026年)3月19日(木)	志望高等学校及びWeb出願システムにおいて、午前8時30分以降

3 入学志願

(1) 志望高等学校等

ア 第1の4に定めるところによる。

イ 同一学校の同一課程内に2以上の学科(部)のある場合は、第2志望を認めることがある。この場合において、第1志望学科と第2志望学科が同一の大学科に属し、当該大学科に他の小学科があるときは、第3志望まで認めることがある。

ウ 県内の県立以外の公立高等学校を志願した者の志願は認めない。

(2) 志願手続

第2の4の(2)と同じ。ただし、志願理由書又は自己PR文は志望高等学校が定めた場合とする。また、第2の4の(2)のイに掲げる書類の提出期限は、令和8年(2026年)3月5日(木)正午とする。

4 志望変更

(1) 志願者は、入学願書提出後原則として1回に限り、2に定める志望変更受付期間中に、志望学校、志望課程又は志望学科(部)を変更することができる。ただし、2の表の(2)の備考の規定により志願受付期間の延長が認められた者については、志望変更を認めない。

(2) 志望変更手続

ア 志望学校を変更しようとする志願者は、最終在籍学校長にその旨を申し出た上、電子納付を除き、第2の4の(2)のアに準じて、Web出願システムで志望変更手続を行う。

イ 定時制課程を志願したものが全日制課程へ志望変更する場合は、1,330円を電子納付する。

ウ 志望学校を変更しようとする志願者の最終在籍学校長は、第2の4の(2)のイに定める出願情報をWeb出願システムで変更先高等学校長に提出する。

エ 高等学校長は、出願情報の提出があった場合、第2の4の(2)のウに準じて事務処理を行う。

- (3) 県内にある県立以外の公立高等学校から志望変更する場合は、志願者が当該高等学校の入学
者選抜要項に基づき交付された志望学校変更証明書を変更先高等学校に提出し、志願者及び最
終在籍学校長が第2の4の(2)のア～エに準じて志望変更手続きを行う。
- (4) 県内にある県立以外の公立高等学校へ志望変更する場合は、志願者がWeb出願システムで志
願取り下げ手続きを行うとともに、変更先高等学校の入学者選抜要項に基づく手続きを行うこ
と。
- (5) 志望変更の参考資料とするため、志望変更受付期間中の各日における午後5時現在の県立高
等学校の志願者数を県教育委員会ホームページで発表する。

5 学力検査

(1) 検査の実施

長野県教育委員会が全日制課程及び定時制課程の志願者に対して、同一の問題で一斉に実施
する。

(2) 検査の日程、検査教科等

ア 受付 午前8時40分から午前8時55分まで

イ 点呼、諸注意 午前8時55分から午前9時10分まで

ウ 入室 午前9時10分から午前9時20分まで

エ 検査教科、検査時間

時限	教 科	検 査 時 間	備 考
1	国 語	9:25～10:15 (50分)	休憩 15分
2	数 学	10:30～11:20 (50分)	休憩 15分
3	社 会	11:35～12:25 (50分)	昼食 60分
4	理 科	13:25～14:15 (50分)	休憩 15分
5	英 語 (英語リスニング テストを含む。)	14:30～15:20 (50分)	

オ その他

高等学校長は、公共交通機関の運休や遅延による影響を受けた受検生に対して、検査に支
障のない範囲で時刻を変更することができる。変更を決定した場合には、当該高等学校長は、
高校教育課長に報告し承認を受けるものとする。

(3) 検査場

ア 検査場は、志望高等学校等とする。ただし、高等学校長は、これにより難い志願者につい
て、別の検査場を指定することができる。この場合には、高等学校長は、あらかじめ高校教
育課長及び当該別の検査場の実施責任者の承認を受けるものとする。

イ 高等学校長は、志願者の受検票を発行処理する際、検査場を指定するとともに、アのた
だし書の場合にあっては、令和8年(2026年)3月6日(金)までに当該別の検査場の実施責任
者に受検番号、氏名等必要な事項を通知するものとする。

(4) 連絡校

学力検査実施上の連絡のため地域ごとに連絡校を設けるものとし、連絡校は、別表のとおり
とする。

6 面接

(1) 実施方法

ア 対面による面接又は紙上面接による。

イ 紙上面接は、長野県教育委員会が定めた面接シートを用い、同一の質問項目で一斉に実施
する。

ウ 対面による面接は、紙上面接における質問項目を含めて実施する。

(2) 日程

ア 対面による面接は、学力検査実施日の午後3時35分以降から翌日までの期間で実施する。

イ 紙上面接は、学力検査実施日の午後3時35分から午後3時45分までの10分間で実施す
る。

7 入学者の選抜

高等学校長は、次の(1)及び(2)に準拠して、その高等学校の課程、学科等の特性に応じた選抜基準を定め、入学者の選抜を行う。

- (1) 選抜は、調査書、学習成績一覧表、学力検査の成績等を資料とし、高等学校の教育を受けるに足る能力と適性等を判定して行うものとする。また、高等学校長は、面接の結果、作文及び実技検査の結果を選抜の参考資料とすることができる。

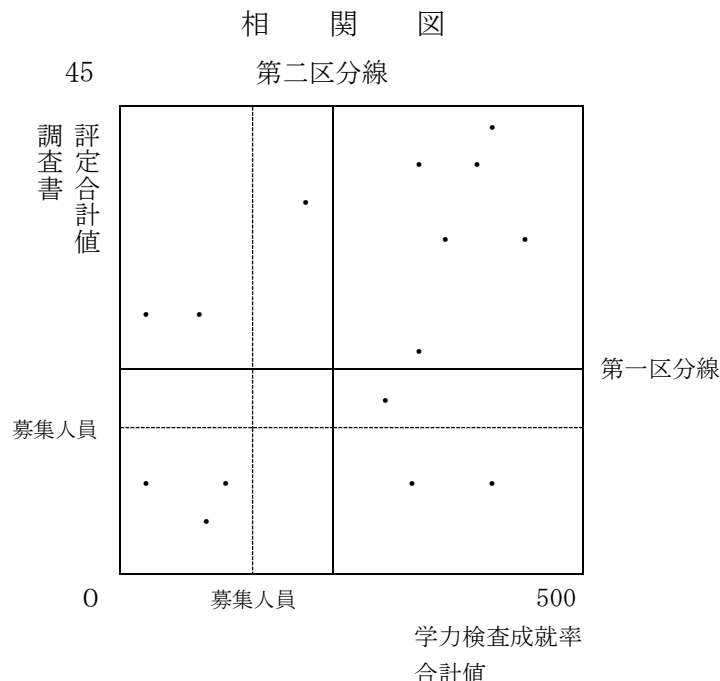
ア 調査書は、各教科の学習の記録のみにとらわれず、総合的な学習の時間の記録、特別活動の記録及び総合所見及び特記事項等を総合して選抜の資料とする。

イ 教科の成績については、調査書の必修教科の評定と学力検査結果との相関図を次の方法により下図を参考にして作成し、調査書の記載事項と併せて選抜の資料とする。

- (ア) 学科ごとに、受検者全員について、調査書に記載されている中学校第3学年の必修教科の評定合計値（最高 45 点）を縦軸、学力検査成就率合計値（最高 500 点）を横軸とする相関図を作成する。

- (イ) 募集人員を考慮して基準人員を設ける。

- (ウ) 縦軸について基準人員の数に相当するポイントが区分線の上部の区域に含まれるよう第一区分線を設け、横軸について基準人員の数に相当するポイントが区分線の右側の区域に含まれるよう第二区分線を設けることにより四領域に区分する。



(備考) この図は学校裁量の基準人員を9人（募集人員の90パーセント）に設定して、受検者15人、募集人員10人の場合の例である。

ウ 相関図を選抜の資料とするに当たっては、以下の点に留意すること。

- (ア) 受検者全員について、各領域の特性を十分考慮して検討すること。

- (イ) 相関の特異なものについては、特に慎重に検討すること。

(2) 傾斜配点

専門学科において、高等学校長が必要と認める場合は、2教科につき2倍の範囲内で特定の教科に比重を置いた傾斜配点により選抜することができる。その場合、相関図の横軸は傾斜配点による学力検査成就率合計値とする。

- (3) 高等学校長は、必要がある場合は、調査書等の記載事項について、最終在籍学校長から、更に詳細な報告を求めることができる。

- (4) 高等学校長は、特に必要と認める志願者については、あらかじめ長野県教育委員会の承認を受けて、面接若しくは健康診断又はこの両者を併せ行い、その結果を選抜の資料とすることができる。

- (5) 高等学校長は、2に定める期日に、入学予定者決定通知書（様式第6号）を入学予定者に決定した者に交付する。

第4 再募集

- 1 高等学校長は、入学予定者数が募集定員に満たなかった場合、再募集を行う。ただし、併設型高等学校長は、当該高等学校普通科において、入学予定者数が第3の1に定める後期選抜の募集人員に満たなかった場合、再募集を行う。
- 2 再募集の発表
令和8年(2026年)3月19日(木)に長野県教育委員会及び再募集を行う高等学校で発表する。
- 3 入学志願資格
次の(1)、(2)又は(3)に該当する者とする。
(1) 後期選抜の学力検査を受けた者のうち、入学予定者に決定しなかった者。
(2) 後期選抜の学力検査を受けなかった者のうち、定時制課程を志願する者。
(3) 第5の1に該当する者のうち、追検査を受けることができなかった者又は追検査を受けたが入学予定者に決定しなかった者。
- 4 志願受付期間
令和8年(2026年)3月19日(木)午前9時から3月24日(火)午後5時まで。
- 5 志願手続
(1) 第2の4の(2)に準じて行う。ただし、志願理由書又は自己PR文は志望高等学校が定めた場合とする。また、3の(2)に該当する者については、最終在籍学校を通じて高校教育課にその旨を申し出ること。
(2) 出願後の志望学校、課程及び学科(部)の変更は認めない。
- 6 面接
第3の6の(1)に準じて行う。ただし、面接の日程については高等学校ごとに定める。
- 7 入学者の選抜
(1) 第3の7に準じて行う。
(2) 高等学校長が特に必要と認めた場合には、第3の5の(2)のエに掲げる教科について当該学校長が実施する筆記試験の結果を参考にすることができる。ただし、第4の3の(2)に該当する者及び第5の1のうち追検査を受けることができなかった者については、当該学校長が定める内容の筆記試験を実施する。
- 8 入学予定者の発表
高等学校長は、入学予定者を令和8年(2026年)3月26日(木)までに発表、入学予定者決定通知書(様式第6号)を入学予定者に決定した者に交付する。

第5 追検査

- 1 高等学校長は、後期選抜に志願した者のうち、身体・健康上の理由や災害・事故など本人に帰責されないやむを得ない事由により3月10日(火)に受検できなかった者から申請があった場合、追検査を行う。
- 2 追検査の実施期日
令和8年(2026年)3月16日(月)に実施する。なお、後期選抜において、対面による面接、実技検査等を実施する高等学校については、翌日(3月17日(火))に対面による面接、実技検査等を実施する。
- 3 追検査による入学予定者の発表
高等学校長は、入学予定者を令和8年(2026年)3月19日(木)に発表するものとする。
- 4 追検査についての実施方法等は別に定める。

第6 通信制課程の選抜

- 1 実施校及び担当区域
通信制課程を置く高等学校(以下「実施校」という。)及びその担当区域は、次のとおりとする。

実 施 校	所 在 地	担 当 区 域
長野県長野西高等学校 (望月サテライト校を含む)	長野市箱清水 電話026-234-2261 〔佐久市望月 電話0267-53-2100〕	長野県立高等学校の通学区のうち 第1及び第2通学区
長野県松本筑摩高等学校	松本市島立 電話0263-47-1351	長野県立高等学校の通学区のうち 第3及び第4通学区

2 入学志願

志願者の居住地（入学後の居住予定地を含む。）により、原則としてその区域を担当する実施校に出願すること。（望月サテライト校については、長野西高等学校に出願する。）

3 志願受付期間

令和8年(2026年)2月27日(金)から3月27日(金)正午まで。なお、郵送する場合は、受付期間内に到着しないものは無効とする。また10月入学においては、令和8年(2026年)8月17日(月)から8月24日(月)午後5時まで、同様に受け付ける。

4 志願手続

実施校の校長の定めるところによる。

5 入学者の選抜

(1) 第3の7に準ずる。ただし、学力検査は行わない。

(2) 実施校の校長は、特に必要と認める志願者について面接を行い、その結果を審査の資料とすることができる。

6 入学予定者の発表

実施校の校長は、入学予定者を令和8年(2026年)4月6日(月)までに発表するものとする。また10月入学においては、入学予定者を令和8年(2026年)9月10日(木)までに発表するものとする。

7 その他

上記のほか、通信制課程の選抜について必要な事項は、実施校の校長が定めるものとする。

第7 障がい等のある志願者の選抜

1 最終在籍学校長は、障がい等のある志願者について、志願する可能性のある高等学校長との連携を十分に図る。

2 高等学校長は、障がい等のある志願者について、長野県教育委員会と協議の上、学力検査の方法等について特別な措置をとることができる。

第8 海外帰国生徒等の選抜

1 高等学校長は、在外教育施設の認定等に関する規程（平成3年文部省告示第114号）により中学校の課程と同等の課程を有すると認定された在外教育施設以外で学んだ海外帰国生徒の志願者のうち、外国での滞在期間が継続して2年以上で、帰国後2年以内のものについて、長野県教育委員会と協議の上、学力検査の方法等について特別な配慮をすることができる。

2 高等学校長は、中国残留邦人の三世までの志願者のうち、帰国後6年以内のものについて、長野県教育委員会と協議の上、学力検査の方法等について特別な配慮をすることができる。

3 高等学校長は、入国後の在日期间が3年以内の在県外国人の志願者について、長野県教育委員会と協議の上、学力検査の方法等について特別な配慮をすることができる。

第9 県立の併設型高等学校における選抜

1 当該高等学校に係る併設型中学校の生徒について

(1) 当該高等学校普通科に入学を希望し、高等学校長が定める期日までに「入学意思確認書」を提出した者（以下、「入学予定者」という。）については、入学者の選抜は行わない。

(2) やむを得ない事情で進学先を当該高等学校から他に変更する者については、「入学辞退届」を高等学校長に提出しなければならない。なお、入学予定者のうち、他の高等学校等の入学者選抜に志願する者は、入学予定者としての資格を失う。

2 募集定員

普通科の募集定員には、当該高等学校に係る併設型中学校からの入学予定者数を含めるものとする。

第10 個人情報の取り扱い

入学志願者から提出された入学願書及び調査書等に記載されている個人情報並びに学力検査等の入学者選抜を通じて高等学校長が取得した個人情報は、次の目的以外には利用しない。

(1) 入学者選抜の資料及び入学手続に係る業務

(2) 入学後の教育及び指導

- (3) 授業料の減免申請の審査
- (4) 奨学金申請の審査
- (5) 就学支援金業務
- (6) 県立高等学校の教育制度及び入学者選抜制度の改善のための調査及び研究

第 11 その他

この要綱に定めるもののほか、Web出願システム、学力検査、入学者選抜の実施及びその他に係る必要な事項は、別に定める。

(別表) (第 2 ・ 第 3 関係)

地 域	連 絡 校
下高井郡木島平村及び野沢温泉村 下水内郡飯山市	長野県飯山高等学校
上高井郡 下高井郡山ノ内町 須坂市 中野市	長野県須坂高等学校
上水内郡 長野市のうち長野県篠ノ井高等学校に係る地域を除いた区域	長野県長野高等学校
埴科郡 長野市のうち旧篠ノ井市、旧更級郡川中島町、同信更村、同更北村及び同大岡村並びに旧埴科郡松代町の各区域 千曲市	長野県篠ノ井高等学校
小県郡 上田市 東御市	長野県丸子修学館高等学校
南佐久郡 北佐久郡 小諸市 佐久市	長野県岩村田高等学校
諏訪郡 岡谷市 諏訪市 茅野市	長野県岡谷東高等学校
上伊那郡 伊那市 駒ヶ根市	長野県辰野高等学校
下伊那郡 飯田市	長野県飯田高等学校
木曽郡	長野県木曽青峰高等学校
東筑摩郡 安曇野市 松本市 塩尻市	長野県松本深志高等学校
北安曇郡 大町市	長野県大町岳陽高等学校